

第7章 分野別まちづくり方針

1. 土地利用に関する方針

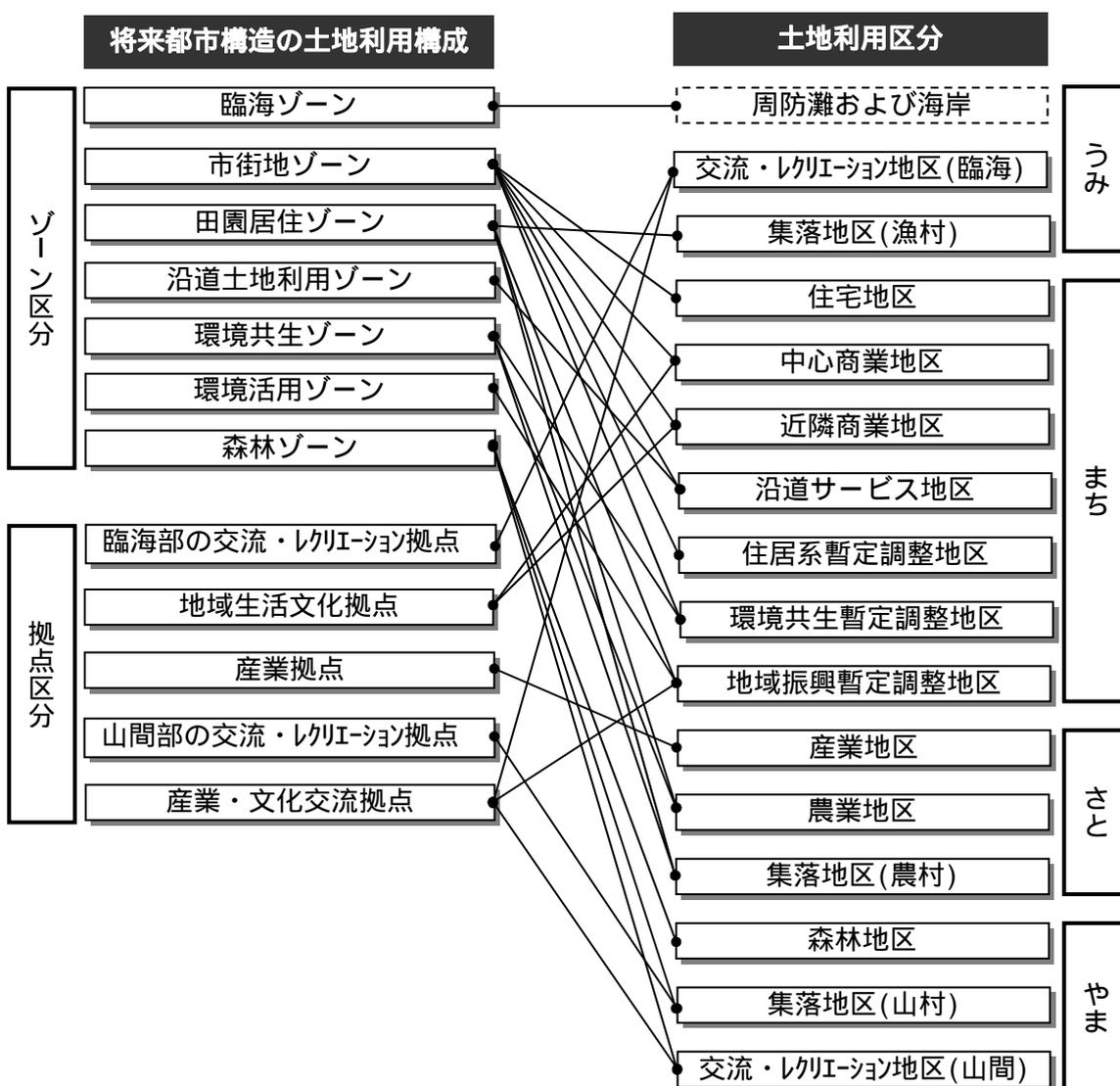
基本方針

本町の土地利用区分は、将来都市構造の土地利用ゾーンと拠点形成の方針にもとづき、「うみ」「まち」「さと」「やま」の魅力を引き出し、便利で快適な生活環境と活力ある地域の振興の両立を図るように設定します。

特に、「まち」は、本町の中心地の形成と将来的な土地利用の展開を考慮した効率的な市街地を形成するために、宅地利用の段階構成を設定するなどそれぞれの地域特性に応じた土地利用区分を設定します。

また、自然環境を活かした交流・レクリエーション地区や産業・文化交流拠点等を効果的に配置します。

なお、これら土地利用を適切に規制・誘導するために、都市計画区域および用途地域の指定等を検討します。



1.1 土地利用方針

1.1.1 「うみ」の土地利用方針

(1)周防灘および海岸

周防灘の水質環境および「筑豊県立自然公園」に指定された沿岸部やクロマツの林（防風林）などの自然環境の保全・活用を積極的に図ります。

なお、海的环境保全のためには、河川環境や生活排水対策等が非常に重要であり、水循環を考慮した総合的な水資源の保全を図ります。

(2)交流・レクリエーション地区(臨海)

周防灘に面する区域に立地している「サン・スポーツランド浜の宮」や「しいだアグリパーク」および「椎田海洋センタープール」、「椎田グラウンド・体育館・弓道場・武道館・相撲場」などは、町民のレクリエーション・健康増進の場であるとともに、町民相互および広域的な交流の場として、積極的に施設の活用を図ります。また、各施設等の相乗効果を高め、面的な機能の充実と魅力化および利便性の向上を図ります。

なお、豊築漁協の支所等と連携して、椎田漁港での朝市開催を継続・充実していきます。また、中核漁港である八津田漁港を活用し、消費者との交流拠点としての活用を促進します。

【詳しくは、「1.2.4 産業・文化交流拠点」に記述】

(3)集落地区(漁村)

西八田漁港や八津田漁港、椎田漁港、西角田漁港を中心とする集落地等は、漁業や農業等と一体的な生活環境の場として、生活利便性・安全性の維持・向上を図っていきます。これらの集落地は、本町の中心地に比較的近いため、中心地へのアクセス利便性を高めることにより、一体的な生活圏を形成していきます。

1.1.2 「まち」の土地利用方針

(1)中心商業地区

JR 椎田駅前の商業地(商業地域および近隣商業地域)は、本町の中心商業地区にふさわしい生活サービス機能の維持・充実を図ります。

また、都市計画道路や駅前広場などの都市基盤整備と一体的に中心市街地の活性化を目指します。

【詳しくは、「1.2.2 地域生活文化拠点」に記述】

(2)近隣商業地区

J R 築城駅前の既成市街地は、市街地の安全性と市街地環境の向上を図るため、用途地域指定等(準防火地域含む)を想定した近隣商業地区を形成します。また、中心商業地区との機能連携を図り、利便性が高く魅力ある商業地の形成を目指します。なお、近隣商業地区は、計画的な土地利用の誘導を図るために、都市計画区域の指定を検討します。

【詳しくは、「1.2.2 地域生活文化拠点」に記述】

(3)沿道サービス地区

中心商業地区、近隣商業地区に近接する国道10号と主要地方道椎田勝山線の沿道は、広域幹線道路のポテンシャルを活用した沿道サービス施設等の立地を計画的に誘導・促進します。また、町民の生活サービス等にも対応した施設や観光等に対応した施設等(量販店・飲食店など)の立地も計画的に誘導します。なお、沿道サービス地区は、用途地域の指定等は想定しませんが、無秩序な宅地化を抑制し、計画的な土地利用の誘導を図るために、都市計画区域の指定を検討します。

(4)住宅地区

国道10号と主要地方道椎田勝山線に挟まれた区域(市街地ゾーン)内の商業系地区(商業地区・近隣商業地区・沿道サービス地区)以外の区域は、後述の「調整地区」との土地利用のバランスを図りながら、基本的に低層を中心とした住宅地を形成します。なお、コンパクトな形で住宅地区を形成するものとし、現在の第一種住居地域を住宅地区に設定します。(現在の第一種住居地域内の住宅地利用促進を最優先します。)

住宅地区は、商業系地区に隣接した利便性の高い住宅地として、住環境の保全・向上を図ります。

(5)住居系暫定調整地区

住宅地区に隣接する「用途地域」以外の区域は、中心商業地区、近隣商業地区との調和を図りながら、営農環境の保全、既存集落の環境向上を図る地区として位置づけ、当面、現状の土地利用を維持する方針とします。なお、住居系暫定調整地区は、無秩序な宅地化を抑制し、将来の計画的な土地利用に対応した調整用地としての役割を担うため、都市計画区域の指定を検討します。

(6)環境共生暫定調整地区

国道10号と主要地方道椎田勝山線に挟まれた区域(市街地ゾーン)内で、城井川と岩丸川に挟まれた区域は、河川や農地、ため池などの自然環境と社寺等の歴史的環境との調和を図りながら、将来、環境共生住宅や環境関連施設等の立地および環境共生型の公園・広場・水辺空間など、戦略的に環境共生型の都市機能等を展開していくためのシンボリック地区と位置づけ、当面、現状の土地利用を維持する方針とします。

環境共生暫定調整地区は、無秩序な宅地化を抑制し、将来の戦略的展開に向けた調整用地としての役割を担うため、都市計画区域の指定を検討します。

(7)地域振興暫定調整地区

基地周辺部は、将来的な社会経済情勢等に柔軟に対応し、メタセの杜との相乗効果を考慮しながら、産業や観光・交流等の機能を戦略的に展開していくための場所と位置づけ、当面、現状の土地利用を維持する方針とします。

地域振興暫定調整地区は、無秩序な開発を抑制し、将来の戦略的展開に向けた調整用地としての役割を担うため、都市計画区域の指定を検討します。

なお、主要地方道椎田勝山線沿いに立地している「メタセの杜」は、既存施設の魅力向上を積極的に図り、本町の観光集客の中心的な拠点を形成します。

【詳しくは、「1.2.4 産業・文化交流拠点」に記述】

1.1.3「さと」の土地利用方針

(1)産業地区

椎田IC周辺および築城IC周辺の区域は、農業振興地域整備計画との調整を図り、隣接する農業地区や集落地区との環境上の共存を留意しながら、インターチェンジの利便性をいかした産業立地を促進する場所に位置づけます。

なお、産業地区は、無秩序な宅地化を抑制し、計画的な土地利用の誘導を図るために、都市計画区域の指定を検討します。

【詳しくは、「1.2.3 産業拠点」に記述】

(2)農業地区

本町の北側の平坦地を中心に広がっている農地は、農業生産の場であるほか、河川等と一体になった自然環境および自然景観の形成などにも寄与しており、農業地区として保全していきます。なお、農業地区は基本的に農用地区域(農振法)に指定されており、計画的な農地の保全を実施していくことにより、農地と宅地の混在を抑制します。また、耕作放棄地は、担い手確保や経営環境の改善・充実とあわせ、農地としての利用を促進します。

【詳しくは、「4.2.2 地域振興のための活動」に記述】

(3)集落地区(農村)

農業地区に囲まれて存在している集落地は、農地の保全との調和を図りながら、住環境の維持・向上を図ります。

これらの集落地は、本町の中心地に比較的近いこと、コミュニティバスの充実等も含めた中心地へのアクセス利便性を高めることにより、一体的な生活圏を形成していきます。

なお、集落地区は、隣接する市街地(「まち」の土地利用)と一体となって、土地利用の規制・誘導を図るために、都市計画区域の指定を検討します。(一部、準都市計画区域)

1.1.4 「やま」の土地利用方針

(1) 森林地区

本町の中・南部に広がる山林は、耶馬日田英彦山国定公園に指定された豊かな森林が広がっており、豊かな自然環境と林業資源および水源涵養機能等の維持・向上を図ります。森林地区の大半の区域は、保安林や森林計画対象民有林に指定されており、森林環境の保全と機能向上を図ります。また、急傾斜崩壊危険区域の対策等を実施していきます。なお、森林は産業資源および観光・レクリエーション資源としても重要であり、林業基盤などの持続可能な森林環境の充実と活用を図ります。

【詳しくは、「4.2.2 地域振興のための活動」に記述】

(2) 集落地区(山村)

川沿いを中心に形成されている集落地区は、林業や農業と一体的な生活環境の場として、生活利便性・安全性の維持・向上を図っていきます。

これらの集落地は、本町の中心地から遠く周辺の集落地との一体性も低いため、河川流域ごとに繋がりのある集落地形態を活かすとともに、コミュニティバスの充実も含めた中心地へのアクセス利便性を高めることにより、生活利便性の向上を図っていきます。

(3) 交流・レクリエーション地区(山間)

龍城院キャンプ場・牧の原キャンプ場やピラ・パラディなどの自然体験型レクリエーション施設を活用するほか、それらの施設の魅力を高める周囲の山林の自然環境の保全を図ります。特に、耶馬日田英彦山国定公園に指定されている本町南部の山林の保全・活用を積極的に図ります。

また、不老山正光寺や本庄の大楠、月光山天徳寺、城井ノ上城址などの歴史・自然資源の保全・活用を図ります。

なお、城井川上流部に位置している「まこちの里」は、既存施設の魅力向上を積極的に図り、山間部での観光サービス拠点としての位置づけを強化します。

【詳しくは、「1.2.4 産業・文化交流拠点」に記述】

1.2 拠点整備構想

1.2.1 交流・レクリエーション拠点

「うみ」と「やま」に交流・レクリエーション拠点を配置し、交流・レクリエーション機能の集積・充実を積極的に図ります。本町の自然・歴史を観光資源や体験学習の場として活用します。また、文化活動や健康増進・スポーツの場を利用した地域コミュニティの充実や町民の交流促進を図ります。

既存施設の有効活用を図り、各施設の連携・機能分担により、面的な利便性の向上や魅力化を図ります。また、周囲の自然環境や歴史的環境および生活文化等を活用したイベントを開催することにより、集客性の向上を図っていきます。

1.2.2 地域生活文化拠点

J R 椎田駅周辺およびJ R 築城駅周辺について、既存の公共公益施設や生活サービス施設等を活用した便利で賑わいのある本町の中心地を形成します。また、その他の拠点と連携した各種イベント(観光・産業および伝統文化・物産など)を開催し、本町の魅力を発信する地域生活文化拠点として位置づけます。

J R 椎田駅周辺は、本町の中心地にふさわしい商業機能の充実と賑わい創出を図ります。特に、築上町文化会館「コマーレ」を積極的に活用し、文化活動・交流活動の拠点を形成していきます。また、空き店舗の活用や駅前広場や街路整備等に伴う店舗共同化等を促進します。

J R 築城駅周辺は、地域の中心地にふさわしい市街地環境を整えるために、建物用途の誘導と防火対策等を計画的に実施していくことを検討します(用途地域および準防火地域等の指定を検討)。また、地区計画制度の活用による都市施設整備など、地域住民主体によるまちづくりについても検討します。

1.2.3 産業拠点

築城ICおよび椎田IC周辺は、流通・生産のほか、広域交通網の活用が期待される各種施設(医療・福祉・教育・商業など)の立地を計画的に誘導し、本町の将来を担う産業集積を目指していきます。

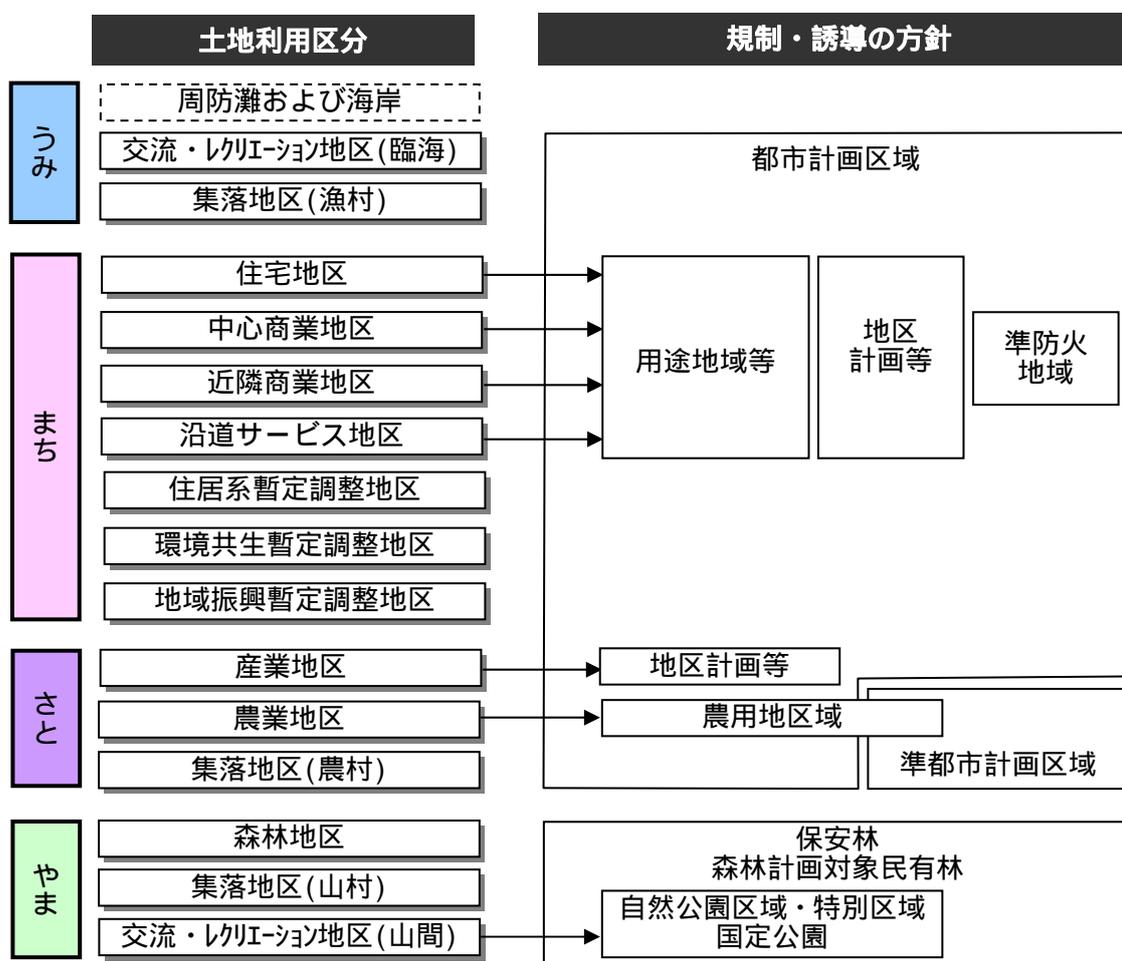
今日の厳しい社会経済情勢を勘案して、IC周辺の土地利用の方向性を限定せず、新しい時代に合った各種施設の立地に柔軟に対応することができるようにします。また、施設立地動向等を見極めながら、地区計画等による計画的な拠点形成についても検討します。

中核漁港に位置づけられている八津田漁港については、本町漁業振興の拠点として位置づけ強化を図るとともに、消費者との交流拠点としての活用を促進します。

1.2.4 産業・文化交流拠点

本町の「うみ」と「やま」の魅力アピールし、情報発信する場を確保・充実するために、「メタセの杜」を中核施設とし、「漁村の朝市」や「まこちの里」の積極的な活用を図ります。また、それらを一体的に活用し、本町の地場産業などの振興や文化の創造・発信および交流の促進をはかる拠点的功能を確保します。

「漁村の朝市」や「まこちの里」は、観光等に積極的に活用し情報発信を充実するほか、アクセス道や駐車場の確保など環境整備を図ります。「メタセの杜」は、築上町文化会館「コマーレ」等と一体的なイベントの開催等により、他施設等との連携を強め、より一層の施設の魅力化と集客力の向上を積極的に図ります。



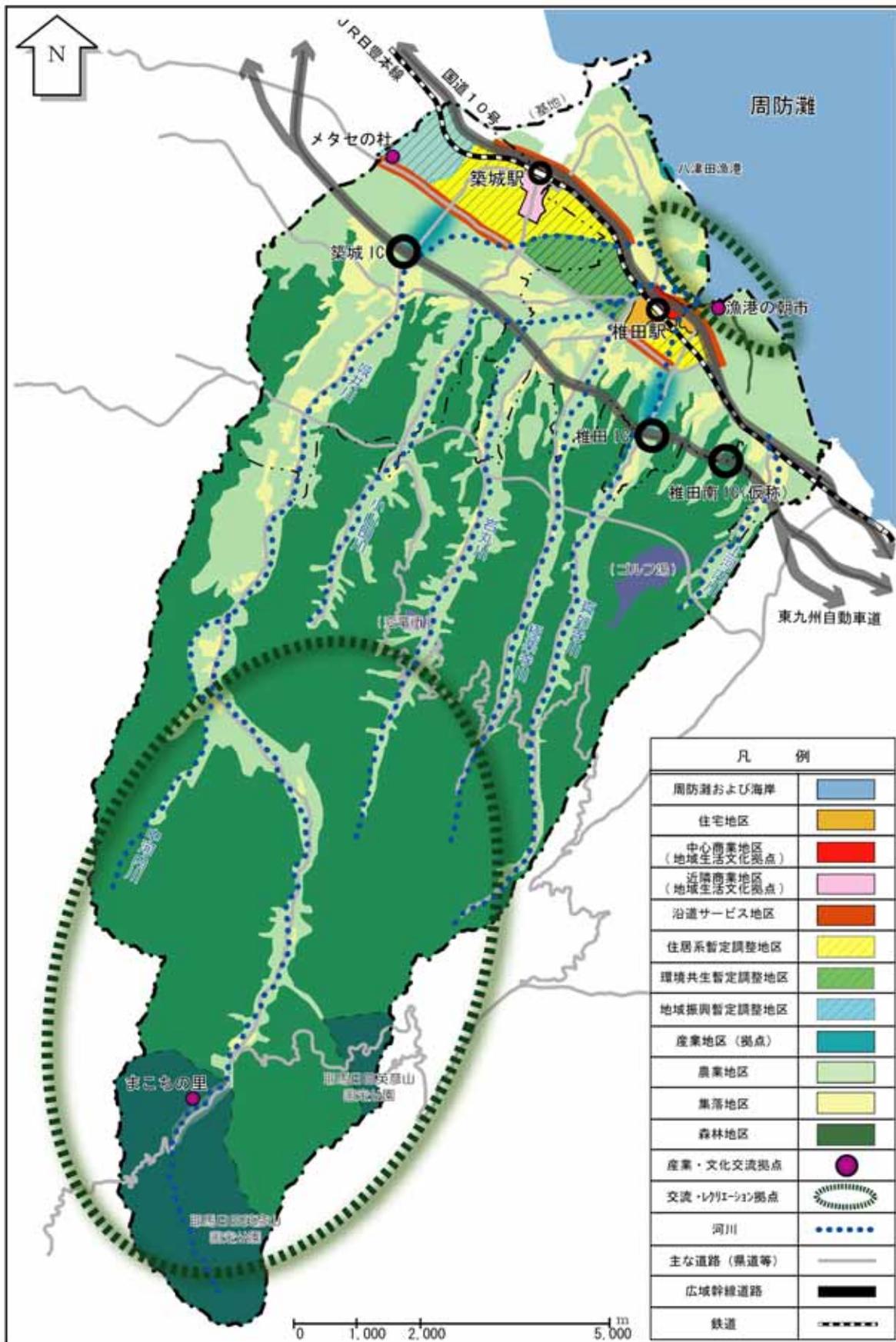


図 土地利用構想図

2. 諸施設配置に関する方針

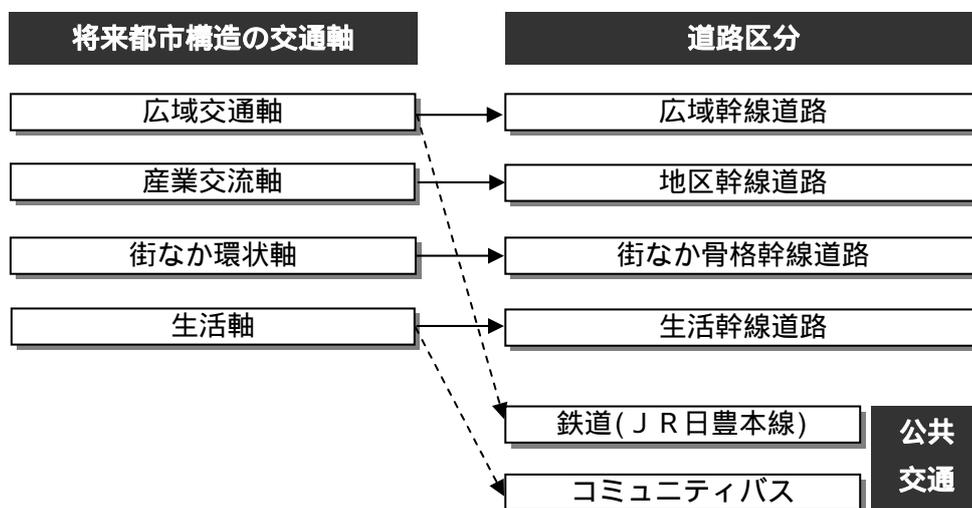
2.1 道路・交通

基本方針

本町の交通体系は、東西方向の広域的な交通軸と南北方向の町内連携の交通軸により構成されています。

今後も、広域交通と町内交通の有効な連携により、地域振興や町内アクセス利便性の高い交通ネットワークを形成します。

また、駅周辺や幹線道路の歩道のバリアフリー化を推進するほか、コミュニティバスや鉄道利用の利便性を高め、安全・便利に移動できる交通環境を形成します。



2.1.1 広域幹線道路

国道 10 号および椎田バイパス、東九州自動車道は、京築地域の交流・連携軸であるとともに、九州全体および全国へ繋がる広域交通網です。東九州自動車道の早期整備を促進するほか、未整備区間の整備など国道の交通環境向上等を促進し、利便性の高い広域道路網を確保します。

なお、町内の観光資源のネットワーク化や人・モノの交流を促進するため、広域幹線道路を補完する県道の整備を進めます。

2.1.2 地区幹線道路

築城 I C・椎田 I C と市街地および国道 10 号を結ぶ県道東八田宇留津椎田線、寒田下別府線および県道黒平椎田線は、企業立地を誘導し、流通を支える産業道路として道路機能の維持・向上を図ります。

なお、整備手法としては、有効な手段である都市計画決定も視野に入れた検討を、関係機関や地域住民意向等を踏まえながら検討します。

2.1.3 街なか骨格幹線道路

本町の市街地の外郭を形成し、JR 築城駅周辺と JR 椎田駅周辺を一体的に結ぶ国道 10 号、県道黒平椎田線、県道寒田下別府線、主要地方道椎田勝山線は、街なかの骨格道路と位置づけ、未整備区間の整備による交通環境の改善・向上と歩行者の安全性確保を優先的に実施します。

特に、主要地方道椎田勝山線は、本町の市街地の東西骨格道路であるほか、「メタセの杜」と中心部を結ぶ主要道路でもあり、生活サービスのほか、観光・産業の面でも重要な道路として位置づけます。

2.1.4 生活幹線道路

県道東八田宇留津線、上河内有安線、求菩提椎田線、黒平椎田線、小山田東八田線、日出野椎田線、寒田下別府線は、市街地と集落地を結ぶ重要な生活幹線道路として、アクセス利便性の維持・向上を図ります。

主要地方道椎田勝山線および県道豊津椎田線は日常生活で重要な東西方向の幹線道路であり、歩道の段差解消などのバリアフリー化の推進など、歩行者の安全性等を考慮した道路環境の維持・向上を図ります。

京築地区広域営農団地農道や広域幹線林道豊築線、主要地方道犀川豊前線は、中山間部を東西に結ぶ道路であり、生活アクセスや産業振興の利便性の維持・向上を図ります。

なお、これらの道路は、観光や地場産業の振興のためにも積極的に利用すべき道路であり、生活の交通と産業・観光の交通の共存を図ることのできる道路の安全性を確保するため、車道の改良や歩道の適正確保等を促進します。

2.1.5 公共交通

(1) 鉄道

本町には、JR 日豊本線の築城駅と椎田駅が立地しており、広域的な公共交通軸として積極的な活用を図ります。また、運行状況の改善やコミュニティバスとの連携による駅へのアクセス利便性の向上などを図り、鉄道利用者の安定的増加を目指します。

(2) コミュニティバス

本町のコミュニティバスは、生活幹線道路を中心に市街地と集落地を結ぶルートで運行しています。今後は、高齢者等の貴重な交通手段として利便性を高めるほか、「街なか骨格幹線道路」を利用した循環ルートの充実などを検討し、コミュニティバスの運行の充実を図ります。

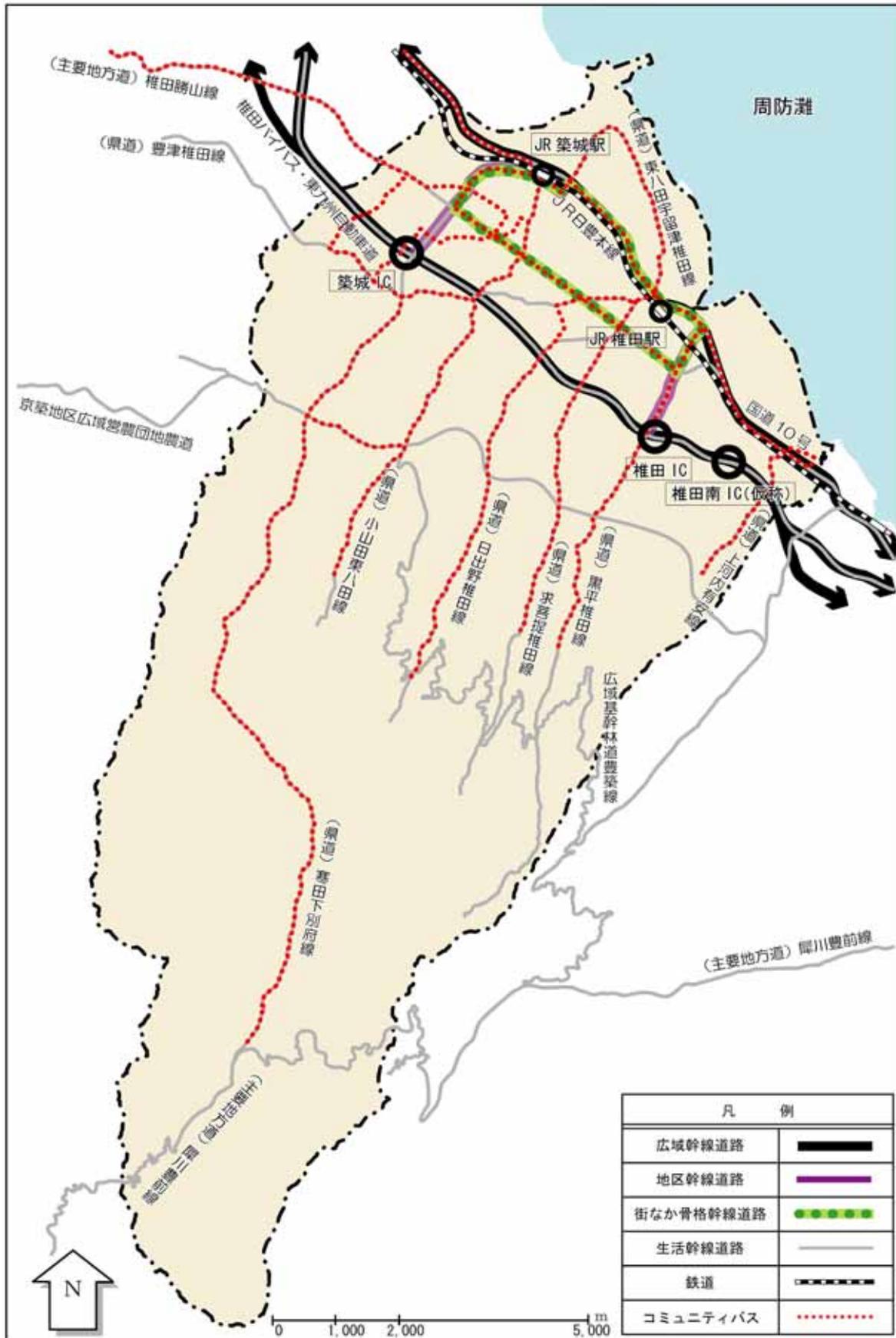


図 道路・交通施設配置構想図

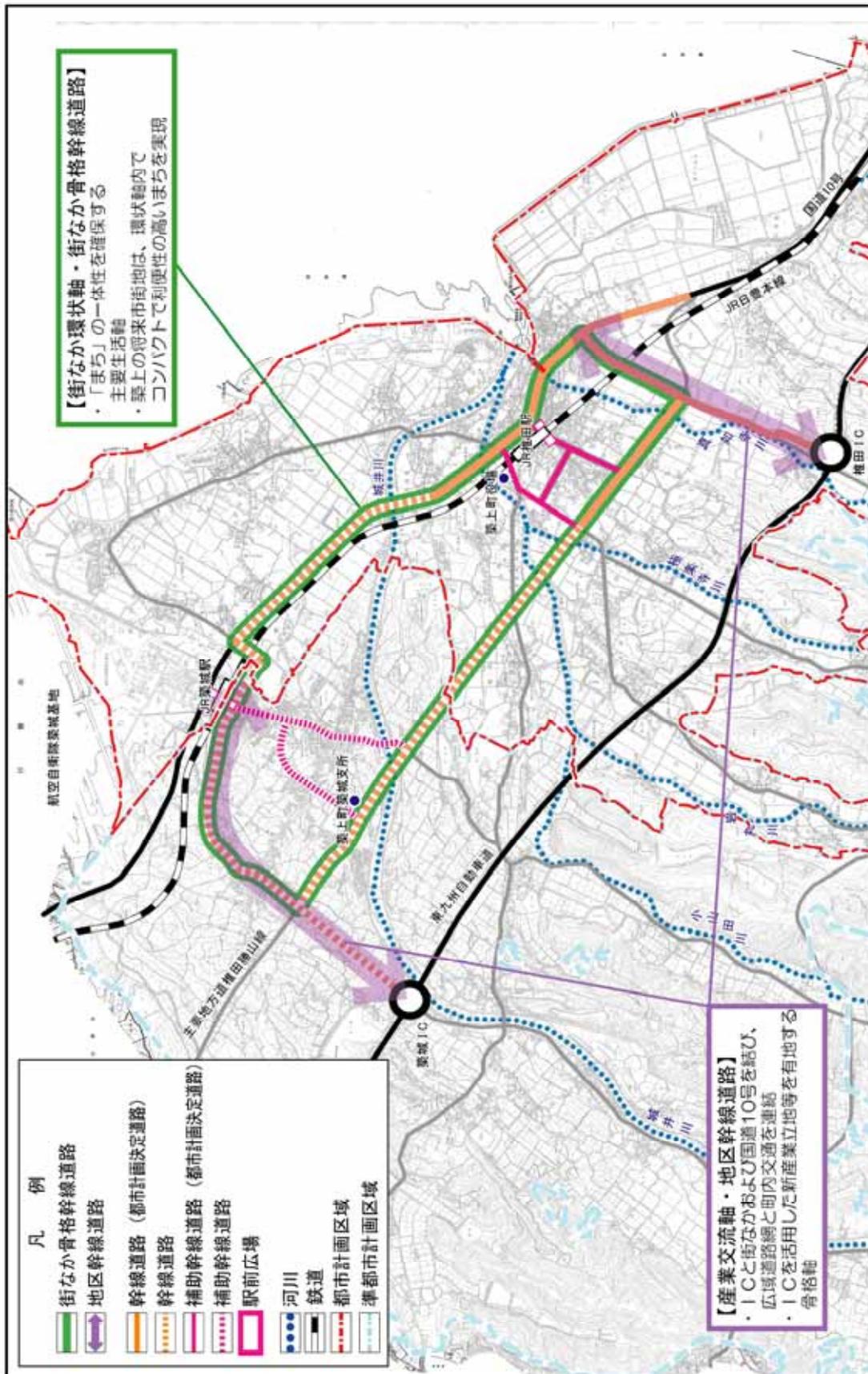


図 市街地部道路網配置構想図

2.2 水と緑

基本方針

本町の魅力である豊かな自然環境を身近に感じることのできる公園・緑地を確保していきます。また、防災面などの観点からも公園等の適正配置を図ります。

本町の大きな魅力である河川・海辺などの水辺環境を活用し、水と緑が豊かなまちづくりを展開します。

2.1.1 公園・緑地

(1)公園

既存公園を有効に活用しながら、子供から高齢者までが集い楽しむことのできる公園や広場を、街なかを中心に整備していきます。特に、JR 築城駅周辺において、住環境および防災面を考慮した広場等を確保します。なお、整備手法としては、有効な手段である都市計画決定も視野に入れた検討を、関係機関や地域住民意向等を踏まえながら検討します。

また、城井川に隣接して整備されている「ふるさと公園広場」を積極的に活用し、河川や公園・広場および幹線道路歩道などを活用した「水と緑のネットワーク」の中心的施設と位置づけます。

山間部の集落地等についても、地域コミュニティ活動の場の確保および防災への対応(避難施設と連携した公園・広場等の確保)を考慮して、適宜、広場等を整備します。その際、河川環境や森林との一体的活用などを考慮して配置します。

(2)緑地等

市街地内の社寺林や河川緑地などを活用して、市街地内に豊かな緑地空間を確保していきます。

特に、河川緑地は、桜並木などの保全や河川美化などの環境の向上および活用を図ることにより、より一層の魅力化を目指します。

また、街なかの公共施設などを極力緑化することにより、街なかでの公園・広場整備とあわせて緑地空間の充実を図ります。農地についても、市街地近郊の緑地空間と位置づけ、営農環境の向上にあわせて、農地の保全・活用を図ります。

なお、本町南部の森林地区は、「耶馬日田英彦山国定公園」をはじめとした豊かな自然環境の保全を図り、自然緑地として積極的に活用します。

【詳しくは、「3.1 自然環境」に記述】

2.2.2 河川・ため池・海辺

(1)河川

本町には、城井川のほか、同支流の中河内川、小山田川、岩丸川、極楽寺川、真如寺川および上河内川が流れており、「やま」から「さと」「まち」を経て「うみ」を結んでいます。また、河川沿いに集落や市街地が形成されており、本町の環境形成軸としての役割を果たしています。

これらの河川は、緑地環境および水質の保全・向上を積極的に図っていきます。特に城井川は、河川環境の保全・活用のシンボルとして、河床の浚渫、掘削等による流量確保など関係機関との連携を図りながら環境の再生に向けて取り組みます。

また、「築上町かわづくり住民会議」等と連携し、川とふれあえる場所の整備や町民が川とふれあう仕組みづくりをおこなっていきます。

なお、治水面では、ハザードマップなどを整備するほか、河川改修にあたっては、自然保護、環境保護のための十分な配慮のもとに実施していきます。

(2)ため池

市街地に隣接する農業地帯に点在するため池は、貯水能力の維持・改善に努め、農業用水としての利活用を推進します。

また、水鳥などの生物に貴重な水辺環境を提供しており、貴重な自然・水辺空間として環境の保全を図ります。

(3)海辺

周防灘に面した海岸線は、海の水質保全と海岸の美化および環境保全を図るほか、海沿いの遊歩道や休憩施設等を活用した自然に親しむ場の充実を図ります。また、海岸線や松林の保全・活用を図ります。

【詳しくは、「3.2.1 うみの景観」に記述】

2.2.4 水と緑のネットワーク

「ふるさと公園広場」を中心に、「メタセの杜」や「アグリパーク」および「船迫窯跡公園」などを結ぶ水と緑のネットワークを設定します。

水と緑のネットワークは、河川や幹線道路等を利用し、ハイキングやサイクリングで利用できる歩行者交通軸を確保します。

なお、水と緑のネットワークは、日常生活での歩行者軸としての利便性を考慮するほか、観光利用にも積極的に対応します。

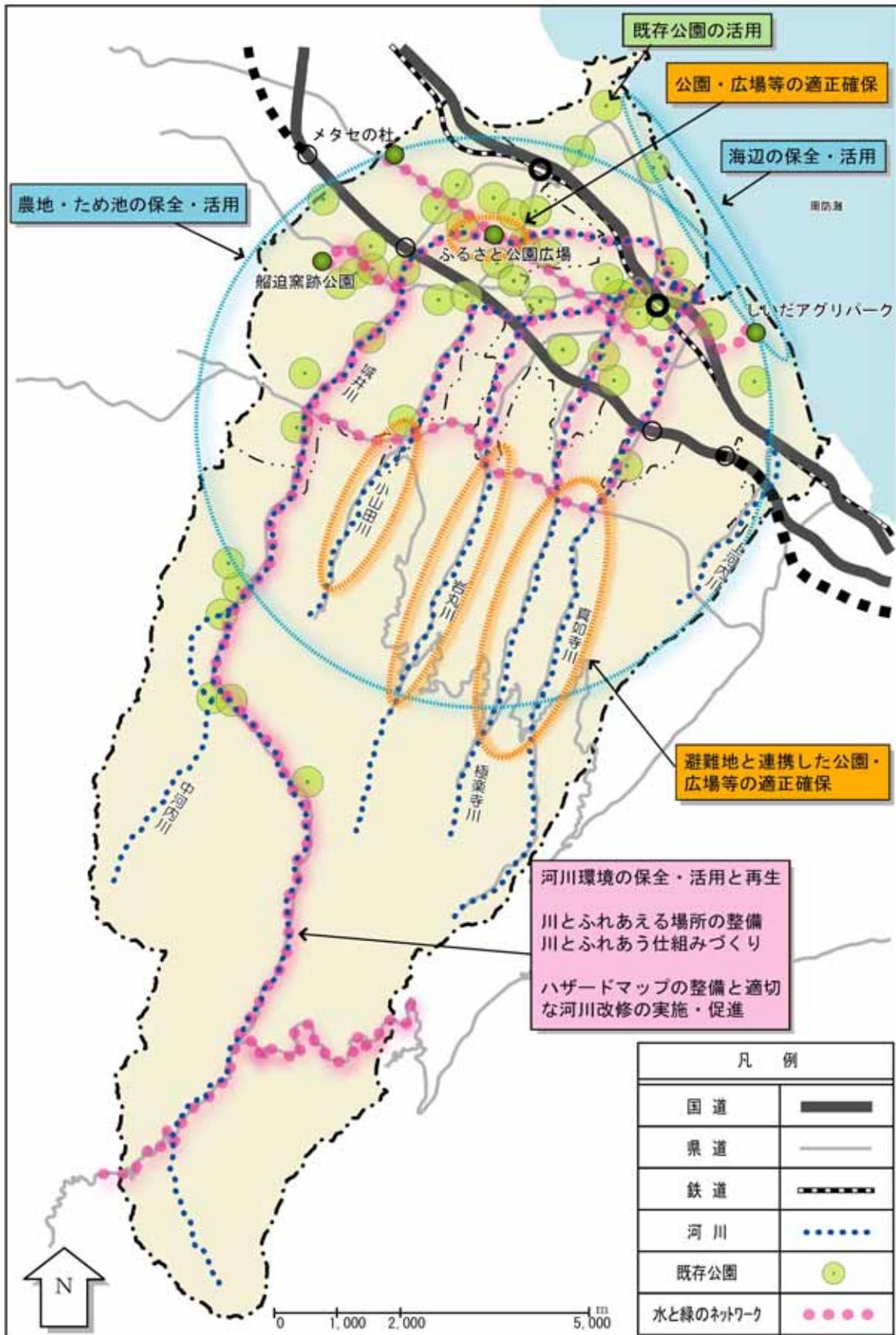


図 水と緑の配置構想図

2.3 その他の都市施設

■基本方針

環境にやさしいまちづくりを実現していくために、環境に配慮した施設整備と既存施設等の有効活用を図ります。

また、「バイオマスタウン構想」の推進による循環型社会の実現を目指します。

2.3.1 下水道等

本町の下水道事業は、「公共下水道事業」、「特定環境保全公共下水道事業」、「農業集落排水事業」および「浄化槽市町村整備推進事業」により進めていますが、衛生的な住環境保全の観点に加え、河川や海の水質保全・向上のためにも下水道事業の推進を図ります。

特に、市街地部については、整備区域や事業手法の検討を実施し、できるだけ早期に効果的かつ効率的な方法により下水道整備を推進します。

また、生活用水(上水道・簡易水道)については、伊良原ダムの完成に伴い、安全な水を安定して供給できるように、施設の整備・改修等を推進します。

2.3.2 環境・リサイクル施設等

本町は、「バイオマスタウン構想」を推進しており、バイオ燃料の生産等に向けた取組みを発展させるために、戦略的に施設整備等を展開します。

椎田地域と築城地域で処理方法が異なっていたし尿処理については、「バイオマスタウン構想」による持続可能な循環型農業のさらなる推進や液肥需要増への対応を図るため、既存の有機液肥製造施設（アグリセンター）の拡充により、町のし尿処理方法を統一します。

また、既存の清掃センターやリサイクルプラザを活用し、これら施設との連携を図りながら、資源循環型社会の実現を目指します。

2.3.3 その他公共公益施設

本町は、椎田町と築城町が合併して誕生しており、旧町単位での公共公益施設が立地していますが、順次、適正な公共施設の配置について検討します。

学校の統廃合による空き教室等を文化・教育施設として利用することや、遊休町有地を企業用地に転用すること等を検討します。

なお、公共施設等の有効活用については、利用者や地域住民および関係者等の意見・意向を十分に踏まえながら、計画的に転用を推進していきます。

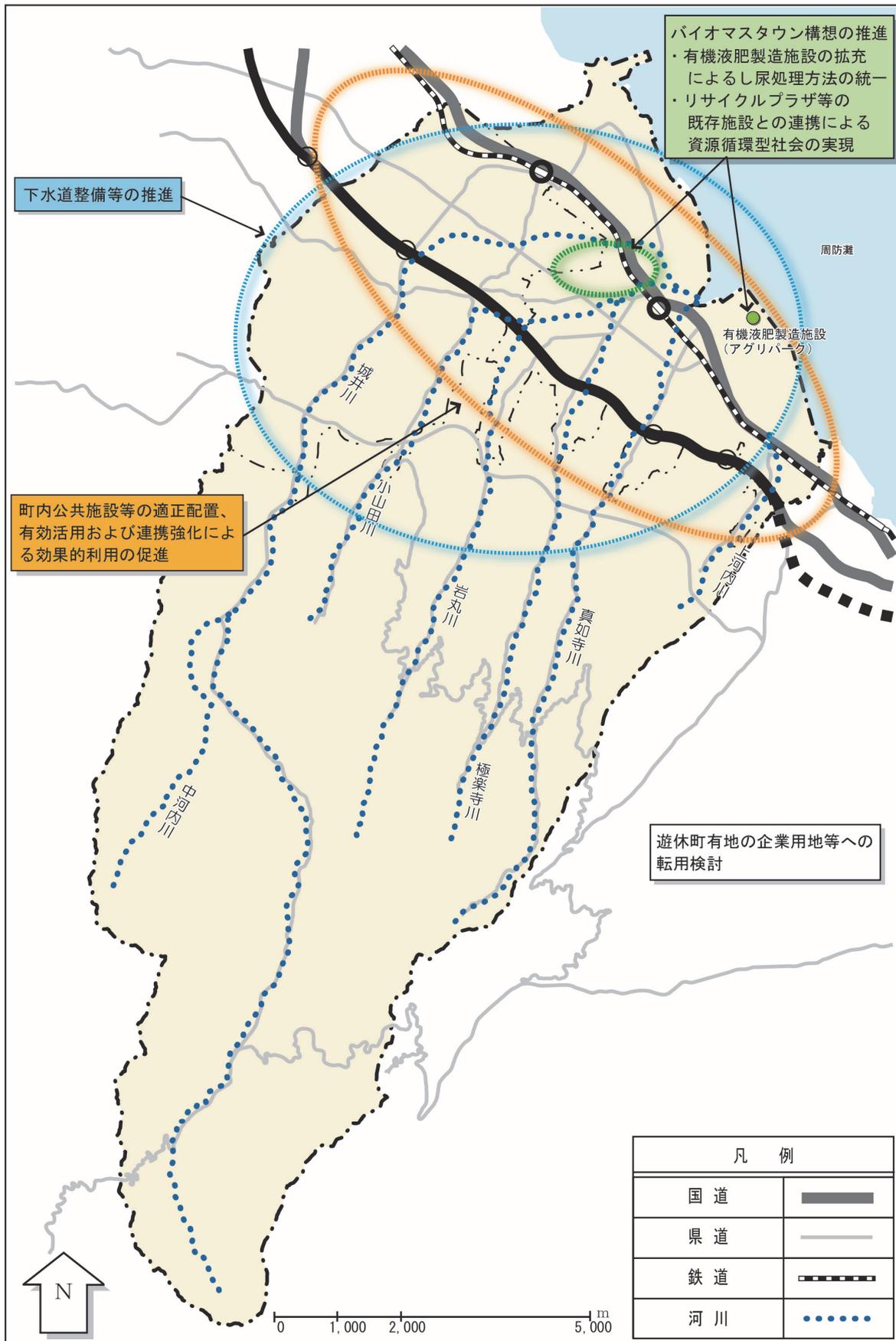


図 その他施設の配置構想図

3. 環境・景観形成に関する方針

3.1 自然環境

基本方針

「うみ」と「やま」を川が結んでいる本町の豊かな自然環境を守り・育てることは、本町の住環境の向上や観光振興および産業振興など総合的なまちづくりに寄与します。

環境共生の取組みや資源循環型社会の推進のため、自然環境の保全と共生を図ります。

3.1.1 森林等

筑豊県立自然公園に指定されている海岸線や松林の保全・活用を図ります。また、耶馬日田英彦山国定公園に指定されている本町南部の森林は、周囲の保安林等とともに保全と活用を図ります。

森林等の保全のためには、計画的な整備はもちろんのこと、人が森林に入り利用することが必要であり、森林ボランティアのほか、自然体験などを積極的に推進し、「利用される森林づくり」を目指します。また、山間部の棚田は、河川や山林とともに生活や産業と結びついた山間部の豊かな自然環境の重要な構成要素であり、生産機能面だけでなく景観的要素や観光的要素も含めた保全・活用を図ります。なお、既存の交流・レクリエーション施設等を活用しながら、「水と緑のネットワーク」と連携した「利用される森林づくり」を図ります。

3.1.2 水辺空間

城井川をはじめとする河川は、水に触れられる親水空間の整備を図るほか、自然工法を推進することにより、身近な自然環境を活用します。また、「水と緑のネットワーク」を形成するため、遊歩道等の整備を推進します。なお、水質保全を図るために、下排水処理対策を推進するほか、城井川を中心に自然エネルギーの活用を図り、小水力発電などの導入を検討します。市街地内では、桜並木などの保全・活用を図り、豊かな自然を実感できる市街地環境の形成を図ります。海辺は、現在の自然環境や景観を維持・向上し、本町を代表する水辺空間として魅力を高めます。

3.2 景観形成

基本方針

本町の特徴ある景観を保全・活用するほか、積極的に景観整備を実施することにより、生活環境の向上や地域振興に寄与する「築上町の景色」を創っていきます。

また、「京築連帯アメニティ都市圏構想」に位置づけられた「景観活用プロジェクト」との連携による景観形成を進めます。

【景観活用プロジェクトの基本的方針】五感で感じる景観づくりと地域力を活かしたまちづくりの推進
京築地域の歴史・文化を活かした交流ルートの開発
まちなか、山間、河川、海岸部の景観保全ルールづくり
中山間地と都市部の交流を通じた自然及び景観保全の取り組み
京築地域の景観を支える農林水産業を応援する取り組み 等

3.2.1 「うみ」の景観

周防灘を望む海の景観や「筑豊県立自然公園」をはじめとする松林の海岸は、本町を代表する景観として保全・活用を図ります。また、綱敷天満宮や旧中津街道沿いの歴史的建築物等の保全・活用を図り、街道沿いの港町としての歴史的景観を活用します。

なお、サン・スポーツランド浜の宮などの海岸沿いの交流・レクリエーション施設集積地は、周防灘や松林等の自然景観との調和を図りながら、賑わいのある雰囲気づくりをおこないます。

3.2.2 「まち」の景観

JR築城駅前やJR椎田駅前は、本町の玄関口にふさわしい景観形成を図ります。特に、JR椎田駅周辺は、賑わいと町の魅力を演出するなど本町の中心市街地にふさわしい「顔づくり」をおこないます。市街地では、城井川などの河川を活用し、公園・広場整備や既存公園・広場の活用とあわせて、水と緑が豊かなまちを演出します。

基地周辺(「メタセの杜」周辺)は、メタセコイアの林による特徴的な景観を形成しており、現在の景観を保全するほか、「メタセの杜」や「水と緑のネットワーク」とともに活用します。

3.2.3 「さと」の景観

川と農地と集落地により形成される「さと」の景観を保全するほか、社寺などの歴史的資源を活かした景観整備を図ります。特に、河川を利用した「水と緑のネットワーク」と連携して、沿道の景観形成を推進します。

なお、IC周辺の産業地区では、周辺の「農業的景観」との調和を考慮しながら、自動車交通での本町の玄関口にふさわしい景観形成を図ります。そのために、必要に応じて景観のルール化も検討します。(地区計画等の活用)

3.2.4 「やま」の景観

豊かな森林資源を保全・活用するほか、県道沿いから見る河川と山林および集落、棚田が一体となった独特の「山間景観」の保全を図ります。また、森林景観との調和を図りながら、既存の交流・レクリエーション施設等の賑わいのある雰囲気づくりをおこなうほか、社寺等の歴史的資源を活かした景観整備を図ります。

3.2.5 「うみ」「まち」「さと」「やま」を結ぶ景観軸

国道10号(旧中津街道等)沿道の歴史的景観資源等を活用した景観形成を推進するとともに、豊かな自然と景観、特徴ある歴史・文化をいかした交流ルートの保全・整備を関係機関や地域住民との連携により取り組みます。また、城井川を利用して、「浜の宮・綱敷天満宮」から山間部の「まこちの里・城井ノ上城址」を結ぶ景観形成軸を設定します。景観形成軸により、「うみ」「まち」「さと」「やま」の景観を結び、本町の魅力を高めていくほか、地域コミュニティ醸成や観光振興および地場産業の振興等に寄与する「みち」として有効に活用します。なお、景観形成軸は、「水と緑のネットワーク」との整合を図り、両機能の相乗効果も期待します。

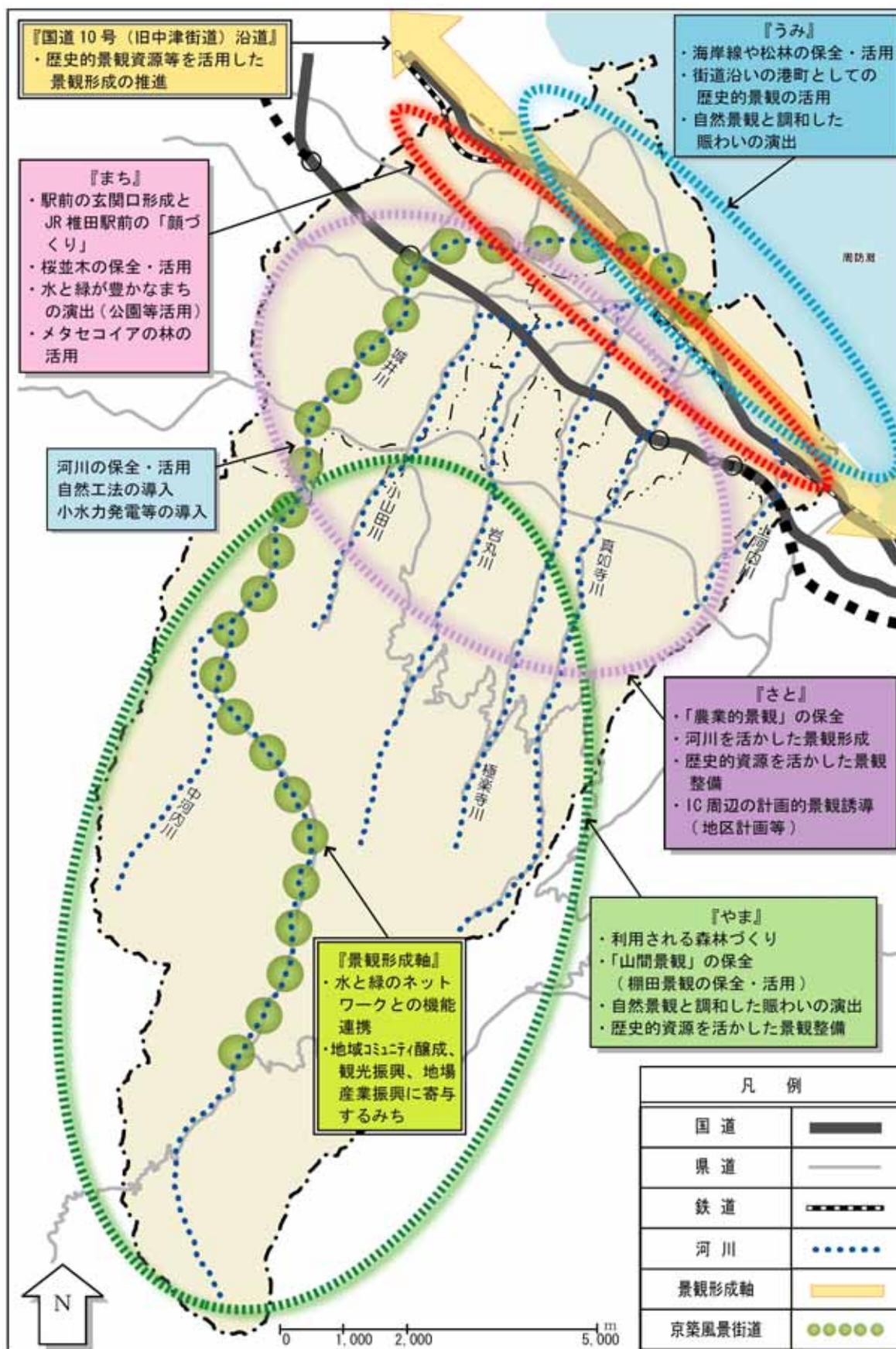


図 自然環境・景観形成構想図

4. 住環境・まちづくり活動等に関する方針

4.1 住環境形成

基本方針

人口減少に歯止めをかけ、定住化を促進するとともに、安全で安心して生活できる住環境を形成します。

4.1.1 住宅供給

建替えや改良による町営住宅の整備を推進するほか、町営住宅周囲の緑化の推進や入居しやすい制度の検討などにより、施設面・環境面および制度面で町営住宅の有効活用を図ります。

また、駅周辺等に交通利便性などを活かした住宅地の確保を図ります。

なお、宅地供給は住宅地区、中心商業地区および近隣商業地区で優先的に実施し、段階的に「暫定調整地区」の活用を図ることにより、無秩序な宅地化の防止と効率的な市街地の形成によるコンパクトなまちづくりをおこなっていきます。

4.1.2 住環境

高齢者や障がいのある人の意見を活かしたバリアフリー対策を推進します。特に駅周辺の市街地や公共施設など、多くの人々が利用する施設や場所を優先してバリアフリー化を進めます。また、せまい歩道や段差の解消を図ります。

通学路の歩道設置や高低差の解消、交通安全施設の設置を適切に実施していきます。また、防犯灯の設置を推進するほか、防災面を考慮した道路や公園・広場および避難地等の整備を実施することにより、安全で安心できる基盤整備を実施します。

なお、基地関連事業を促進し、住宅などの防音工事等の適切な実施を図ります。

4.2 まちづくり活動等

基本方針

これからのまちづくりには、地域住民や企業・団体等が主体となったまちづくりが非常に重要であり、「新たな公」として、安全・安心のまちづくり、地域自治・地域コミュニティ等のための活動、地域振興のための活動など、様々なまちづくり活動に対する支援・充実を図っていきます。

4.2.1 地域自治・地域コミュニティ等のための活動

地域自治を高め、地域コミュニティを醸成するために、自治会組織の充実化や公民館・集会所などの整備充実および地域間交流を促進するためのイベント等(まつりや親睦会・地域参加による学校行事など)の開催を充実していきます。

地域自治と健全な地域コミュニティは、地域の自主的な防災・防犯活動を支え、高齢者や子供たちを地域で支える環境が形成され、総合的な住みやすさを高めていくため、積極的に地域主体のまちづくり活動を支援します。

なお、神楽などの伝統芸能の伝承は、地域の一体感を高め、高齢者から子供まで幅広い世代の交流と助け合い・支えあいを醸成します。「神楽」を地域コミュニティ・交流のための「しくみ」として活用していくことを検討します。また、「神楽の里 京築まるごと博物館」プロジェクトの展開に合わせて、「神楽」を本町の魅力化および地域の振興策として積極的に活用していきます。

4.2.2 地域振興のための活動

地場産業等の充実・振興のための活動および体制づくりを基盤整備等にあわせて実施していきます。

農業の担い手確保や経営環境の改善・充実を図るために、農地保有合理化法人の取組みを活用・充実するほか、集落営農組織の育成等を図ります。特産品の開発・充実にあわせて、地産地消や第六次産業の推進を図ります。その際、「農業法人」による多角的な農業経営を展開することを検討します。また、体験農園など観光への対応も考慮します。

林業についても、「京築ヒノキ」を活かした多角的なブランド戦略とそのための体制づくりを展開していきます。また、新たな担い手の育成や観光への対応を図るため、森林の保全と活用を積極的に図ります。

漁業についても、特産品の開発・充実にあわせて、地産地消や第六次産業の推進を図ります。また、漁業体験や朝市などの観光への対応も充実していくほか、これらの活動を支える体制づくりを展開していきます。

なお、観光・体験学習の取組みは、農業・林業・漁業の連携による、「築上ツーリズム」の構築を模索するほか、「神楽」との連携により、総合的な「日本の文化と産業」を情報発信する交流の場づくりを目指します。また、これらを一体的に捉え、コーディネートする体制(『(仮称)築上まちづくりデザイン会議』など)づくりを検討します。

